

オフィス家具業界における 取引適正化の推進について

1. 自主行動計画策定までの経緯
2. 自主行動計画の説明
3. 今後の対応について

JOIFA会員限定

会員外への配布・共有は禁止します。

2024年10月15日

■ 「適正取引の推進に向けた自主行動計画」の位置づけ

- ① 取引の適正化は、政府の方針として、賃上げを中小企業まで浸透させるために、内閣官房が主導している。
- ② 賃上げの原資として、生産性向上と販売価格への転嫁が考えられるが、労務費の価格転嫁が最も重視されている。そのため、適正な価格転嫁を新しい商習慣とすることが、取引の適正化として産業界に要請されている。
- ③ 取引の適正化について、評価が芳しくない企業には公正取引委員会が独占禁止法と下請代金法に基づき、厳正に対処する。
- ④ 各企業に対しては、経済産業省 中小企業庁から取引適正化の指針が提示されている。
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/index.html#guideline>
- ⑤ 主要な業界(20業種)には、経済産業省がガイドラインを策定している。
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline.html>
(家具業界にはガイドラインは無い。)
- ⑥ さらに、業界団体が、自主行動計画を策定し、中小企業庁HPで公表している。
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/koudoukeikaku.html>
JOIFAの自主行動計画もこれに含まれる。

■ JOIFAの自主行動計画策定までの経緯

2023年11月、経済産業省から「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（内閣官房）」について業界内への周知依頼があった。



2024年1月、JOIFA理事会で、経済産業省から説明
同月、経済産業省とJOIFA事務局で「業界ガイドラインの作成」について打合せ



2024年2月、経済産業省主催「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に対する指針」説明会
Web配信で、約100の業界団体と会員が視聴



2024年5月、経済産業省から自主行動計画を6月末までに作成するように要請あり、
6月に、JOIFA事務局で自主行動計画（暫定案）を作成し、経済産業省に提出
同時に、JOIFA政策委員会に取引適正化WGを組成し、自主行動計画を再検討



2024年8月にWGで自主行動計画(改定案)を作成し、審議の上、**10月1日付け**で改定

2024年6月26日作成
2024年10月1日改定

適正取引の推進に向けた自主行動計画

一般社団法人 日本オフィス家具協会

「適正取引の推進に向けた 自主行動計画」

- I. 自主行動計画策定の目的
- II. 適用範囲
- III. 各プロセスにおける取組
 1. 価格決定
 2. 支払条件
 3. 知的財産の取扱
 4. 金型等の扱い
- IV. JOIFAの取り組み

I. 自主行動計画策定の目的

オフィスは、多くの人にとって働く場であり、人生の中で多くの時間を過ごす場である。新型コロナウイルス（COVID-19）の影響によってテレワークが急速に普及し、働く場は、オフィスから家庭へ、さらには、コワーキングプレイスや屋外にも広がった。これらすべての場がワークプレイスであり、その変容がオフィス関連業界には新たな需要を引き起こしている。

一方で、オフィス関連業界は、原材料やエネルギーコストの高騰、人手不足などの課題にも直面している。その中で、持続的な成長を維持するためにも、業界がウェルビーイングを維持することが重要である。そのため、企業として適正な利益を確保し、その従業員の生活を向上させながら、サプライチェーン全体を健全な形で構築することが求められている。

この自主行動計画は、一般社団法人日本オフィス家具協会（以下、JOIFAという。）が、当業界における企業間の取引の適正化を図ることを目的として策定する。特に、経営基盤の脆弱な中小企業が、発注者と十分に協議を行う機会を得、持続的に成長できる環境を築けることに留意する。適正取引にかかる関係法令および政府方針をJOIFA会員に周知し、自社だけでなくサプライチェーン全体を俯瞰して、業界全体の健全な発展を実現したい。

※適正取引にかかる関係法令および政府方針

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）

下請代金支払遅延等防止法（下請法）および同運用基準

下請中小企業振興法（下請振興法）および同運用基準

中小企業庁・公正取引委員会「下請代金の支払い手段について」

経済産業省「未来志向型の取引慣行に向けて」「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等

(注)

関係法令や政府方針は、各省庁のホームページで公開されている。

また、新規のものは、JOIFAホームページの会員ページの「JOIFAからのお知らせ」で随時告知している。

II. 適用範囲

この自主行動計画は、オフィス構築に関わるサプライチェーンのうち、**資本金3億円以下の企業**または**個人事業者を受注者とした製造委託、修理委託、役務提供委託の定期的な取引**を対象とし、**スポット取引は対象外とする**。また、製造委託は、発注者が独自に仕様を指定した完成品、部材を対象とし、受注者が仕様を決めて広く販売する標準品は含まない。役務提供委託には、**貨物運送業務を含み、建設業法に規定される建設工事は対象外とする**。

(注)

下請法では、製造委託等の対象企業を、資本金の金額で①大企業(3億1円以上) ②中企業(1000万1円以上、3億円以下) ③小企業(1000万円以下) の3区分に分けている。

下請法の対象となる取引は、

発注者が①で受注者が②または③、

発注者が②で受注者が③の場合に限定している。

この自主行動計画では、発注者の規模に関係なく、受注者が②、③に該当する取引はすべて対象となる。すなわち、中小企業間の取引も対象としている。

これらの取引は下請法には該当しなくても、独占禁止法の優越的地位の濫用の規制対象になるので留意が必要。中小企業庁からは、下請法の対象外取引に対しても下請法同等の対応を求められている。

III. 各プロセスにおける取組

1. 価格決定

- ① **【取引価格決定】** 取引価格は、原材料費、労務費、エネルギー費、減価償却費、その他諸経費を元に合理的に算出し、発注者と受注者が合意して決定する。
- ② **【定期的な見直し】** 取引価格について、発注者は、受注者がコストの増加による価格の変更を申し出し易い環境を設ける。そのために、**発注者は年1回以上受注者に対し文書または電子メールで協議を呼び掛け、受注者から申し出があった場合は速やかに協議を実施し、その内容を記録する。**
- ③ **【急激なコストの上昇】** ②の定期的な見直し以外に、受注者からコストの急激な上昇を理由に**価格の見直しの要請があった場合、発注者は協議に応じ、取引価格への適切な反映を行う。**特に原材料費やエネルギー費の高騰があった場合には、その影響を精査し、コスト増加分の全額転嫁を目指す。

(注)

重要なポイントは、年1回以上見直し、記録を残すこと。

中小企業庁の調査では、①価格交渉を行ったか、②価格転嫁が認められたか、の2点が評価される。

急激なコスト上昇分の全額転嫁は、中小企業庁からの強い要請により記載した。

- ④ **【労務費の上昇】** 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日 内閣官房新しい資本主義実現本部事務局・公正取引委員会。以下「労務費の指針」という。）に掲げられている、「事業者が採るべき行動／求められる行動」を適切にとった上で、取引対価を決定する。その際、「労務費の指針」別添「価格交渉の申込み様式」の活用も併せ、**労務費の上昇分を適切に転嫁**できるよう協議する。特に、最低賃金の引上げ、人手不足への対処等、外的要因により受注者の労務費の上昇があった場合には、その影響を十分に踏まえる。
- ⑤ **【コストダウン】** 発注者は、**合理的な理由なく一方的に自己都合のみによる価格の引き下げを要請しない**。発注者の協力（大量発注や受入条件の緩和、工程見直し等）により受注者のコスト削減を図った場合は、その原価低減活動の効果を十分に確認して価格に反映させる。その際に、受注者の貢献度を考慮した上で価格を決定するものとし、受注者の努力によるコスト削減効果を一方的に取引価格に反映させないようにする。また、原材料費やエネルギー費の下落や為替変動など、合理的な理由によるコスト削減は、双方の協議により取引価格に反映させる。

- ⑥ **【物流費】** 物流費については、荷主事業者と物流事業者が取り組むべき事項をまとめた「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン（経済産業省、農林水産省、国土交通省）」を参照し、**適正な運賃水準を反映するよう十分に協議を行う。**また、物流業務に関しては、「**オフィス家具業界の物流対策自主行動計画（JOIFA）**」を遵守する。

2. 支払条件

- ① 決済手段については、**できる限り現金払い**とし、現金比率の改善に努める。
- ② 約束手形による支払いは、電子記録債権による支払いへの転換を図り、**2026年を目途に約束手形の利用を廃止**するように取り組む。
- ③ 手形、一括決済方式または電子記録債権（以下、手形等とする。）により代金を支払う場合は、サイトは**60日以内**とする。**2024年11月1日以降は、サイトが60日を超える手形等が下請法の割引困難な手形に該当するおそれがあるものと認識し、その改善を行うものとする。**

(注)

60日を超えるサイトは、中小企業庁の指導対象となる。

支払いサイト短縮については、サプライチェーン全体での対応が求められている。

3. 知的財産の取扱

- ① 発注者と受注者双方は、知的財産（特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標、営業秘密等）やノウハウを取引上扱う場合には、「振興基準（中小企業庁）」に定める内容のほか、「知的財産取引に関するガイドライン（中小企業庁）」に基づいた取引を行うものとする。
- ② 発注者は、契約上知りえた受注者の知的財産やノウハウの取り扱いについて、受注者に損失を与えることがないように十分に配慮する。
- ③ 発注者は受注者に対して秘密情報の提供や開示を強要してはならない。また、契約上知り得た受注者の知的財産等やノウハウについて無断で使用、開示してはならない。
- ④ 受注者は、自己の所有する知的財産について、特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標等の権利の取得、秘密保持契約による営業秘密化等により、管理保護に努める。

4. 金型等の扱い

- ① 取引に際し、金型、専用治具、専用設備（以下、金型等とする。）を必要とする場合は、製作費の負担について事前に協議し、取引条件として書面化する。
- ② 金型等の費用を発注者が負担する場合は、量産開始時まで一括支払いに努める。また、受注者の資金繰りを考慮して、要請があれば一部前払いも検討する
- ③ 量産が終了した金型等は、保守部品の供給期間を考慮して、廃棄時期を決定する。その間の金型等の保管費用は、発注者が適正に負担する。なお、JOIFAの基準では保守部品の供給期間は製造中止後5年以上とする。

(注)

金型保管料の支払い状況は、中小企業庁の調査でも重視されているので、取引条件の書面化と記録の保管が必要。

量産終了や金型廃棄の時期は、各社で明確にしておくことが望ましい。

IV. JOIFAの取り組み

- ① JOIFAは、自主行動計画に掲げた事項が実行され浸透するように、会員企業に対して調査を行い、**実施状況のフォローアップ**を行う。
- ② JOIFAは、会員に対して**パートナーシップ構築宣言**の実施を促し、すでにパートナーシップ構築宣言を実施している企業に対しては、宣言ひな形の改定や事業環境の変化に応じて見直しを行うように努める。
- ③ JOIFAは、適正取引や生産性・付加価値向上についてのセミナーや研修等を開催し、会員の理解促進を図る。
- ④ JOIFAは、適正取引にかかる関係法令および政府方針の変更や事業環境の変化に合わせて、この自主行動計画を見直す。

(注)

実施状況のフォローアップ調査は、中小企業庁の指針に基づき、JOIFAが実施する。

■ 政府の対応

- ① 価格交渉促進月間（9月、3月）には、中小企業庁による独禁法、下請法順守のフォローアップ調査が行われる。

（アンケート調査対象は中小企業約30万社、ヒアリング調査は約2000社）

- ② 法令違反の悪質な事例は、公正取引委員会からの勧告、公表が行われる。

■ JOIFAの対応

- ① 中小企業庁からの依頼により、10月に会員企業に対して自主行動計画のフォローアップ調査を実施する。（企業名は匿名で集計）
- ② 調査結果は、経済産業省（中小企業庁）に報告し、全産業の結果として公表される。

■ JOIFA会員各社の対応

- ① 自主行動計画を経営陣と社内の関連部門に周知し、自社の状況を把握する。
- ② 自主行動計画の未達項目について、改善計画を立案し実施する。
- ③ 実施の優先順位は、業界全体のサプライチェーンを考慮して、まず発注者が大企業で受注者が中小企業の取引を優先し、次にそれに連鎖する中小企業間の取引を順次改善する。